

マリレジャーに関する安全情報など様々な情報をお届けします！

海の事故情報 5 月中のマリレジャーに伴う海難発生状況

ゴールデンウィークも過ぎて、……

船舶海難 2 件と釣り人の死亡に至る海中転落が 2 件ありました。

【水上バイク 乗揚げ】

- 5 月 18 日、宮城県東松島市の浅瀬に二人乗りの水上バイク（長さ 2.85 メートル）が乗揚げました。操船者は、松島湾内から野蒜海岸に向かって航行中、いつもと違ったコースを通り、浅くて海藻も見え、「危ないかな」と、でも「大丈夫だべ」と思っていたら座礁したとのこと。幸い乗船者 2 名にケガもなく、船体も損傷なく、満潮に合わせて離礁できました。



【ゴムボート 機関故障】

- 5 月 31 日、山形県鶴岡市の沖合いで一人乗りの船外機付きゴムボートで釣りをしていたところ、船外機が突然停止して再起動できなくなったもので、当時、風が沖合いに向かって吹いており、このまま沖合いに流されると思い、救助を求めました。乗船者は、船外機のカバーが熱くなっていたのでオーバーヒートと考え、海水をかけて冷却して再起動を試みたところ起動し、無事、自力で最寄の海岸に帰還しました。乗船者に異常ありませんでした。

【釣り中に海中転落（死亡事故）】

- 5 月 10 日、山形県吹浦漁港防波堤先端部で釣り中の男性（45 歳）が海中転落し、他の釣り人が「助けて」という声を聞いて付近を捜したところ、消波ブロックの間に浮いている同人を発見し、駆けつけた水難救済会の漁船により救助されて病院に搬送されましたが、医師により死亡が確認されました。救命胴衣は着用していました。
- 5 月 17 日、宮城県名取市閑上漁港南防波堤で夫（59 歳）が外洋側、妻が港内側で釣りをしていたところ、夫の姿が見えなくなったことから、妻が近くの釣り人に「夫の姿が見えなくなった。流されようだ。」と 110 番通報を依頼した。駆けつけた消防が消波ブロックの隙間に上半身を海中に没した同人を発見して病院に搬送しましたが、医師により死亡が確認されました。救命胴衣は着用していませんでした。

事故が多発

残念なことに・・・上記のように船舶海難2件と海浜事故2件が発生しました。

海浜事故はともに死亡に至り、残念でなりません。どちらも消波ブロックの間で発見されたことから移動中に誤って落ちたものと思われます。お一方は、救命胴衣も着用していませんでした。消波ブロック上は、とっても危険です。そもそも容易に歩行できるような状況ではありません。



消波ブロックの据付作業（私は、怖くて歩けません。）

ワンポイント講座 『救命胴衣』

前述したように未だ救命胴衣を着用せずに海に出かける人がいます。

海上保安庁では、「自己救命策確保の3つの基本」を強く・広く呼びかけております。末尾にも記載しております。

「ライフジャケットの着用」

「携帯電話の携行」

「118番の有効活用」

“携帯電話”は、今はほとんどの方々がお持ちです。

しかも電話だけでなく、メール、写真、ネット等々

電話とパソコンとカメラとナビまで付いた優れものです。また近くに居る人などに頼めば、連絡もしてくれます。118番のほか110番でも119番でも掛けてくれます。

しかし、“救命胴衣”は、どうでしょう？

何か事故があったら「貸して」くれますか？ 事故があってから用意できますか？

「救命胴衣」とは、救命用具のひとつで、着用している者を水上に浮かせ、頭部を水面上に位置させるものです。海・川・湖・プールなどで用いられ、船はもちろんですが、航空機にも装備されております。ライフジャケット、ライフベストとも呼ばれ、様々なデザインや大きさがあり、海上で目立つようにカラフルできれいです。ベストタイプの固型式のほか肩掛けタイプやベルトタイプなどの膨張式のものもあり、機能も充実しています。

金額は・・・いろいろですが。

救命胴衣については、船舶安全法（昭和8・3・15、法律11）の第2条第1項第6号に「救命及び消防の設備」として規定されており、同設備については「検査」も義務付けられております。同法律の規定を受けて「小型船舶安全規則」（昭和49・8・27、運輸省令36）において、総トン数20トン未満の「小型船舶」に対して、設備を規定しております。

貴方がお持ちのプレジャーボートや水上バイクも含まれますよ。



小型船舶安全規則（規定上の漢数字をアラビア数字に変えております。）

第 53 条（小型船舶用救命胴衣）

小型船舶用救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 適正な工作方法及び材料で作られたものであること。
- 二 軽量でかさばらず、かつ、柔軟で着用者の身体によくなじむ構造であること。
- 三 容易に着用でき、かつ、誤った方法で着用されないように作られたものであること。
- 四 着用した状態で船内活動を行うのに支障がなく、かつ、なるべく通気性がよいものであること。
- 五 7.5 ｷｸﾞﾗﾑ（小児（1 歳以上 12 歳未満の者をいう。以下同じ。）用の小型船舶用救命胴衣にあっては、体重が 40 ｷｸﾞﾗﾑ未満の小児用のものは 5 ｷｸﾞﾗﾑ、体重が 15 ｷｸﾞﾗﾑ未満の小児用のものは 4 ｷｸﾞﾗﾑ）の質量の鉄片を淡水中で 24 時間以上支えることができること。
- 六 非常に見やすい色のものであること。
- 七 通常的环境条件及び油又は油製品により急激な強度劣化及び浮力変化のないものであること。
- 八 水中において、顔面を水面上に支持し、身体が垂直よりも後方に傾き、安全な浮遊姿勢となるように作られたものであること。
- 九 耐食性材料で作られた笛がひもで取り付けられていること。

2 膨張により浮力が得られる小型船舶用救命胴衣は、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 人体に対して無害な気体を使用して、索を引くことその他同様に簡単かつ効果的な方法により自動的に膨張するものであること。
- 二 着用した状態で口で充気できる給気口が取り付けられていること。
- 三 充てん装置は、適当に保護されていること。

3 固型浮体及び膨張した気室により浮力が得られる小型船舶用救命胴衣は、第 1 項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 気室に充気しない状態で 6 ｷｸﾞﾗﾑの質量の鉄片を淡水中で 24 時間以上支えることができること。
- 二 気室に充気しない状態で口で給気口から充気できる程度に、水中において、顔面を水面上に支持できるものであること。
- 三 着用した状態で、容易かつ、迅速に口で充気できる給気口が取り付けられていること。

4 小児用の小型船舶用救命胴衣は、第 1 項又は第 2 項の規定によるものに限るものとする。

5 検査機関が当該小型船舶の航行上の条件、構造等を考慮して差し支えないと認めるものに積み付ける小型船舶用救命胴衣については、第 1 項第 6 号及び第 9 号の規定は適用しない。

と規定しております。貴方の救命胴衣は、大丈夫ですか？

では、いくつ必要？ 何人分必要？ となりますが、同**小型船舶安全規則**では、小型船舶用救命胴衣についての備付数量は、「最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣」と規定しています。いずれにしても人命を守るための設備であり、少なくとも現に乗船している人数分は、必要とされ、同

人数に対して救命胴衣の不足がある場合には、「救命及び消防の設備」の変更に該当し、臨時検査を受けるべき対象となります。この検査を受けないで航行の用に供すると、船舶安全法第 18 条第 1 項第 9 号の違反となります。もちろん罰則があり、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処すと規定されています。

厳しいことを言いますが、救命胴衣を備え付けていないというだけで、高額な罰金を払うか、最悪には命を失うこともあり得ます。

海上において、救命胴衣を着用していないと「海上保安官の目に留まりやすい」ですよ。目に留まれば、当然訪船します。訪船すれば、「立入検査」を実施します。法令取締りの対象となります。



海難防止活動 3 件 『霧海難防止対策』実施中 5月1日(木)～8月31日(日)

前々回に引続き、掲載してお知らせします。多発時期なので。《霧は、時化なり。》

第二管区海上保安本部では、東北太平洋沿岸海域の霧多発時期を捉え、5月1日～8月31日までの間、霧海難防止対策として、船舶及び海事関係者等に対し、次のとおり霧の情報提供を行い、注意喚起するとともに、訪船指導等を通じて『適切な見張りの徹底』など、視界不良時における基本的な事項の遵守について呼びかけています。

(1) 霧の観測

東北太平洋側の八戸・釜石・宮城・福島各海上保安部や航行中の巡視船など

(2) 霧の情報提供

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/anzen.html>

無線（国際 VHF）、MICS（沿岸域情報提供システム）のほか、ラジオ放送では、青森・盛岡・仙台・福島各 NHK ラジオ放送局や各 FM ラジオ放送局の協力をいただき、ニュースや天気予報の中で霧情報を放送しています。

『夏季安全推進活動』（マリンレジャー安全推進活動）7月1日(火)～8月31日(日)

夏季のマリンレジャーによる船舶海難・海浜事故を未然に防止するため、訪船指導や海浜パトロールなど集中的な安全推進活動を実施します。

『全国海難防止強調運動』7月16日(水)～31日(木)

海事関係者のみならず広く一般国民に対し、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図るため、「海難ゼロへの願い」をスローガンに海難防止強調運動を積極的に推進していくものです。今年の重点事項は次のとおりです。

「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

「プレジャーボートの発航前点検の徹底」

「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

「東日本大震災による東北太平洋沿岸の航行環境の変化に対する適切な対応」

「北太平洋航路における衝突海難防止の取り組み」

海の言葉 海や船に関する用語について解説します。『観天望気』

『海霧』、『霧中信号』と霧について連載しましたので、同じく気象・海象関係としました。

観天望気...天気は、天気予報や天気図あるいは気象台または測候所などの気象標識によって知ることができますが、自分で天気を判断する簡単なひとつの方法として、雲や風、気温などの自然現象を観察して、天気を予測するものです。これを「観天望気」と呼んでいるもので、地域によって異なりますが、漁師さんや航海者にとって欠かせないものです。小生のヒィじいさんもよく予測してました。当たるので「すごいな」と思っていました。

一般的な例として・・・

- 風**
- ・朝から昼にかけて風が強まり、それから夜にかけて弱くなる時は、一般に良い天気。
 - ・夜になって風が強くなるのは、低気圧が近づいている兆し。
 - ・沿岸で海風や陸風の現れるのはよい天気、そうでない場合は、天気が崩れるおそれ。

【小生のヒィじいさんの観天望気】・・・真冬のとある日・・・

例1 「ナレカゼつえぐ吹いてきたがら、明日ナギんな。アビ取りやっと。」

(北西の風が強く吹いてきたので、明日、海上が穏やかになり、アワビ漁の開口となる。という意味です。)

例2 「コズカゼ吹いてきたがら、船しゃあげろ。」

(北東の風が吹き出し、天気も曇り・雨と変わってくると海が時化るので、船は繋いだままにせず、陸上に揚げましょう。という意味です。)

- 雲**
- ・西の空が遠くまで晴れている場合、また夕焼けになると、だいたいよい天気。
 - ・うろこ雲が出ると翌日、翌々日は雨。
 - ・朝焼けは、天気が崩れる兆候。
 - ・西の空から上層雲が出てくると天気の崩れる兆候。
 - ・日かさ、月かさも天気が崩れ、翌日は雨。
 - ・入道雲の頂上付近に絹雲状の雲が取り巻くと、確実に雷雨。

【小生のヒィじいさんの観天望気】・・・秋のとある朝、東の空を見て・・・

例 「オギの雲、あづいがら、スヶ来っと。」

(朝に、東の空(海側の空)を見て、黒っぽい厚い雲があったので、海が時化てくる。という意味です。)

- 視程**
- ・煙霧が濃くなると天候が悪くなる兆し。
 - ・朝の霧が、日が上がるとともに消えるときは、天気がよく、そうでないときは悪い。

【小生のヒィじいさんの観天望気】・・・初夏のとある朝、空気を肌で感じて・・・

例 「オギの霧、チャさ来っから、船出すな。」

(沖合いにかかった濃霧が、岸側に移動しているから、出漁するな。という意味)

その他 【小生のヒィじいさんの観天望気】・・・初冬のとある曇りの日・・・

例 「冷えてヒジャカブ痛でがら、雨来っと。」

(気温が下がり、ひざが痛くなってきた。天気が崩れ、雨となる。という意味。)

単なる「神経痛」ですが、これがけっこう当たる。皆様もお心当たりありませんか？

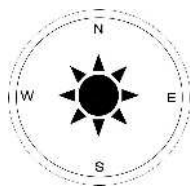
小生、喘息で病院に行ったとき、お医者さんが、「今日、喘息患者が多いので、台風が近づいている。」って言ってました。気圧が下がってくると喘息患者も多くなるんだそうです。同じく神経痛も初冬になると、寒くなってくると多くなるようです。これって「観天望気」????

酒田海上保安部では、「庄内浜の観天望気」を取りまとめ、ホームページで公開しています。

http://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/sakata/kantenbouki/kantenbouki_01.html

「観天望気」を利用する際は、気象庁等の発表する気象情報も必ず確認しましょう。

羅針盤 編集担当者の四方山話的コラムです。『海難ゼロへの願い。』



・・・独り言、つぶやき・・・「海難が減らない。死亡事故が、また。」と死亡事故が発生するたびに「思う」ことです。どうしたら減るんだろう。何をしたらなくなるんだろう。予告できたらいいのに、予知できれば・・・なんて思っている

と、では各自が予想すれば・・・予想できれば・・・「こんなことしたら、こんなことになる」って、考えれば、おのずと気をつけるし、未然に防止できるのではないのでしょうか？海浜事故などのほとんどは、「自己過失」です。釣りに行って海中転落したり、遊泳禁止区域で離岸流で流される、酒飲んで泳いで溺れる・・・etc.

前もって「予知」できれば、事故は発生しません。でも予知できませんが、予想はできます。自身の行動を予想してみてください。現時点まで、何も発生していません。次の行動・次の一歩・次の行為をするうえで、注意を払わなければ、事故に至る。って考えてください。その考えが事故を未然に防止する手段となるはずです。漫然と行為を継続すると「事故」に至る可能性は大です。「安全」というものは、あらかじめ存在するものではありません。在るのは、危険と危険因子であり、結果として何も無かったのが安全です。漫然と行動したことで、事故には至りませんでした。ヒヤッとしたり、ハッとしたりしたことはありませんか？ 誰しもがあると思います。ヒヤリハットが。そのとき感じた「ヒヤリハット」を友人に、仲間に、同僚に話してみましよう。そうしたらその当人でなくても聞いた人は、そういうこともあるんだ・・・と思い、気をつけることでしょう。

防波堤で釣りをするとき、人の入らない・少しでも沖側で・と考えて、消波ブロックを飛び越えながら渡り、先端部まで行って、「大物」を釣りたいという太公望は、狩猟民族としての性のようです。

ある防波堤では、侵入防止のフェンスを越え、又は破壊してまでも立入り、「立入禁止区域ですよ」って注意したら逆切れされるとも聞いたことがあります。



釣り人の転落事故 (H25.12.18、八戸港 3 名死亡)

これからの季節、マリンレジャーが活発化します。

太平洋側の沿岸では、震災後の海浜の復旧作業も進み、そこに至る道路も整備されて、海水浴、水上バイク、ウィンドサーフィン、釣り、シーカヤック、サーフィンなどなど、海に親しむということでは、元の海に戻ってきたのかなとも思います。

しかし、危険もいっぱいです。ぜひとも事故の無きよう、無理はせず、楽しんでください。

7月16日～31日は『海の事故ゼロキャンペーン』をスローガンに全国的に官民一体となって海難防止活動を展開します。

大切な命! 自分で守る

海上保安庁では、大切な命を自分で守るため、そして、一人でも多くの人を救助できるよう、次の3つを基本とする「自己救命策確保」を推進しています。



ライフジャケット
の常時着用



携帯電話など
の連絡手段の
確保



救助要請
は118番

海のもしものは!
118

本紙を印刷物でご覧の方へ

マリレ情報よろず屋をホームページからご覧になる場合は、次のURLから! 「マリレよろず屋」で検索してもヒットします!

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/yorozuya/index.htm>

マリレよろず屋

で

検索

